

道路管理者以外の道路工事について

道路管理者以外の者が道路(法定外公共物も含む)工事を行おうとする時は、道路管理者の承認を受けなければなりません。

道路隣接地で建築物を建てた時などに、出入口整備による、歩道の切下げ工事、道路法面の埋立や掘削工事、ガードレールや横断防止柵の撤去工事等を行う時です。

工作物は市に帰属

工事完成後、14日以内に工事完成届を提出していただき、完成検査を実施します。完成が認められた場合、その工作物は旭市が管理することとなります。※専用住宅からの排水管接続については、使用者の維持管理となります。

なお、ガードレール等の再利用可能なものについては、旭市の資材置き場まで持ち込んでいただく場合があります。

2年間の瑕疵担保期間

工事完成検査後は原則として旭市が管理しますが、検査後2年以内に該当箇所が破損し、何らかの施工不良が確認された場合においては、申請者に補修工事を行っていただく場合がございます。

かかる費用は申請者の負担となります

申請にかかる費用や工事費等は全て申請者の負担となります。
これらに対する市からの補助金等はありませんのでご了承ください。

施工方法等

施工管理は、「千葉県土木工事施工管理基準」によるものとします。
道路復旧については、旭市にて道路復旧基準を定めています。
工事の際には、ご確認のうえ申請を行ってください。

歩道の工事について

歩道は、歩行者が安全で安心して通行できるスペースであり、舗装の厚さも自動車の乗り入れを想定して造られていませんので、出入り口として自動車が歩道へ乗り入れる場合は、自動車の重量に耐えられるような舗装に申請者が改良しなければなりません。

これらのために必要な工事を「歩道の切り下げ工事」といいます。

なお、歩道の切り下げ等は、旭市で承認基準を定めていますので、申請すればいくらでも切り下げできるということではありません。

1 車両出入口部設置基準

区分	車両別区分				切り下げ幅
	総重量	車種	幅	長	
A	1～4.5t	乗用車 小型トラック	1.3～2.5m 未満	3.0～5.0m 未満	4.2m
B	4.5t 以上	普通貨物車 トラック等	2.0～2.5m 未満	7.5m未満	6.0m
C	//	//	//	10.0m未満	7.2m
D	//	//	//	12.0m未満	9.0m

※ 現場の状況、その他特別な理由により上記によりがたい場合には車両の軌跡図から決してもよい。

2 歩道切り下げ承認の際の一般的基準

- (1) 縁石の切り下げは自動車の出入状況に応じ最小限とすること。
- (2) 乗入れは原則として直角とする。ただし、現地の状況によりこれにより難しい場合は、協議すること。
- (3) 出入り口は1箇所を原則とする。ただし、公共施設、医療施設、ガソリンスタンド、ドライブイン等で特に必要性が認められる場合は、2箇所まで認めることができる。その場合は、出入り口の間隔を6m以上とすること。

(4) その他、設置箇所については次項に定める区域は原則として認めないものとする。

ア 道路の縦断勾配が特に急勾配(≧8%以上)の場所

イ 道路の曲がり角から5m以内の部分

ウ 横断歩道の設置してある箇所、交差点の角部から5m以内の部分

エ バス停留所標示箇所から10m以内の部分

オ 消防用機械器具の置場、消防用防火水槽の道路に接する出入口から5m以内の部分

カ 消火栓等から5m以内の部分

キ 火災報知器から1m以内の部分

ク その他、道路管理上、及び交通安全上、支障があると認められた場所等

3 技術的な検討事項

(1) 切り下げの幅員は必要最小限とすること。

(民家の場合は4.2m、小規模商業施設等は6.0m)

(2) 出入口切下げ区間の縁石は路面からマウンドアップ型は5cmまたは10cmとし、フラット型は2cmとすること。ただし、現地が違う場合は既設縁石に合わせること。

(3) 切り下げた歩道のすり付けは5%以下の勾配を原則とすること。

(4) 切り下げ部の舗装構成は前面道路と同じ舗装構成とする。

(5) 既存切下げについては、切り下げ移設時に本基準を適用する。

令和8年4月1日制定